

## 鳥取県特定地域づくり事業推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県特定地域づくり事業推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定地域づくり事業協同組合

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「特定地域づくり推進法」という。）第3条第3項の規定により知事の認定を受けた事業協同組合

(2) 特定地域づくり事業

特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業推進法第2条第4項に規定する特定地域づくり事業

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる者（同表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対して間接補助金を交付する市町村をいう。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助事業に要する同表の第4欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第5欄に定める率を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。なお、補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年度4月10日までにを行うものとする。ただし、年度の途中から補助事業を行う場合は、事業開始の20日前までにを行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	補助事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から1か月を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ

れ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
  - （1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
  - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（雑則）

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

1 間接補助事業	2 補助事業者	3 事業実施主体	4 間接補助対象経費	5 間接補助率	6 間接補助限度額
組合運営事業	市町村	特定地域づくり事業協同組合	<p>①派遣職員人件費 （期間を定めなくて雇用する職員に係るものに限る、一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合が0.8を超える職員に係るものを除く（注1）。） 職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金</p> <p>②事務局運営費 （ただし、事務局職員人件費については、当該事務局職員の人件費単価に、特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数を乗じて得た額とする（注2）。） 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、賃金、職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、広告宣伝費、事業設備費、雑役務費</p>	特定地域づくり事業協同組合運営費の4分の1又は市町村が負担する額の2分の1のいずれか低い額	<p>①派遣職員1人当たり100万円とする。ただし、当該派遣職員（出産休暇、育児休暇、介護休暇、傷病休暇を取得したことにより、年間総労働時間が0になる職員を除く。）の稼働率が0.8未満の場合は、派遣職員1人当たり125万円に稼働率を乗じて得た額とする（注3）。</p> <p>②特定地域づくり事業協同組合1組合当たり150万円とする。</p>

（注1）一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合の計算方法

$$\frac{\text{当該派遣職員の一の派遣先事業者における年間総労働時間から年間総残業時間を減じて得た値のうち最も大きい値}}{\text{当該派遣職員が1年を通じて就業した場合の就業規則等で定める年間の所定労働時間}}$$

（注2）当該事務局職員の人件費の計算方法

当該事務局職員の人件費単価×特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数

※ 特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数については、業務報告書において把握した時間数とする。

（注3）当該派遣職員の稼働率の計算方法

$$\frac{\text{当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間}-\text{当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間}}{\text{（当該派遣職員の年間総労働時間}-\text{当該派遣職員の年間総残業時間）}+\text{当該派遣職員の年間総休業時間}}$$

（注3）当該派遣職員の稼働率の計算方法

※ 休業時間は使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合の休業時間のことをいう。

※ 年次有給休暇は総労働時間に含めない。教育訓練等の労働者派遣法において義務付けられている業務に従事した時間については、総労働時間に含む。



様式第2号（第5条、第11条関係）

年度 鳥取県特定地域づくり事業推進補助金事業収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

区 分	予算額 （又は決算額）	積 算	備 考
国交付金			
本補助金			
市町村費			
そ の 他			
合 計			

（注）その他収入については内容を具体的（利用料収入等）に記載すること

2 支 出（事業費内訳）

（単位：円）

科 目	予算額 （又は決算額）	積 算	備 考
合 計			

様

職 氏 名 印

年度鳥取県特定地域づくり事業推進補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県特定地域づくり事業推進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県特定地域づくり事業推進補助金交付要綱（令和2年11月11日付第202000179733号地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

印

年度鳥取県特定地域づくり事業推進補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県特定地域づくり事業推進補助金について、特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。